

岡山県南部健康づくりセンター譲渡先募集事業要項

1 譲渡（又は貸付）する施設の概要

- (1) 施設の名称 岡山県南部健康づくりセンター（以下「センター」という。）
- (2) 所在地 岡山市北区平田408-1
- (3) 設置目的 健康増進に関し、実践の場を提供するとともに、その調査及び研究等を行うことにより、県民の健康づくりを推進する。

(4) 施設概要

ア オープン 平成9年7月1日（28年経過）

イ 土地 敷地面積 15,156.02 m²

ウ 建物 延床面積 12,494.95 m²

エ 施設の内容

- 1階 プール（更衣室等を含む。）、事務所、ロビー、多目的聴講室等
- 2階 ヘルスチェック室、エアロビクススタジオ、大会議室、栄養指導室、健診ゾーン等
- 3階 トレーニング室、小会議室、開放研究室、研修室、研究室等
- 4階 機械室等
- 地下1階 機械室、監視員室等
- 屋外 テラス、中庭、駐車場等

(5) 平面図及び略図等

- ・センター平面図及び土地・建物の所有状況について（略図）【現況】
別紙1のとおり

(6) エネルギー施設の状況

- ・センター及び公益財団法人岡山県健康づくり財団（以下「財団」という。）附属病院が共有するエネルギー施設の状況について（略図）
別紙2のとおり

(7) 利用状況等

- ア 利用件数
 - 令和2年度 79,682件
 - 令和3年度 69,663件
 - 令和4年度 91,580件
 - 令和5年度 90,644件
 - 令和6年度 97,202件
- イ 管理経費実績 別紙3のとおり
- ウ 利用料金実績 別紙3のとおり

2 譲渡の時期（又は貸付の始期）

令和10年4月1日

3 譲渡の条件等

令和10年4月1日から原則10年間、施設を活用した県民の健康づくりに資する事業等を実施するとともに、財団附属病院と共有するエネルギー施設を含めた施設の維持管理を適切に行う

ことを前提に、下記の条件により施設を譲渡します。

(1) 土地

譲渡時の不動産鑑定評価額で有償譲渡します。

(参考：令和6年6月時点の不動産鑑定評価額 土地 434,035,000円)

なお、令和10年4月1日から3年以内に限り無償貸付（財団附属病院敷地を除く）にすることができます。譲渡日は、令和10年4月1日から3年以内の日で、岡山県（以下「県」という。）と協議の上、決定することとします。

財団以外の者が譲渡先候補となった場合、無償貸付期間中は、固定資産税相当額の市町村交付金の支払いが必要になる場合があります。

また、財団附属病院敷地、財団附属病院用駐車場については、譲渡先候補が財団に貸し付け、無償貸付期間中を除いて、財団は賃借料を支払うこととします。

なお、財団附属病院用駐車場に使用する面積については、譲渡先候補と財団が協議の上、決定することとします。

また、財団附属病院敷地については、県と財団は賃貸借契約を締結しており、借地借家法（平成3年法律第90号）が適用されることとなりますので、御留意ください。

令和7年度の賃借料の額は、次のとおりです。この額を賃借料算定の基礎としてください。

ア 財団附属病院敷地（1,164.68㎡）土地賃借料 2,559,733円／年

イ 財団附属病院用駐車場使用料（使用面積は譲渡先候補と財団が協議の上、決定します。）

※岡山県行政財産使用料徴収条例により仮算定

122,100円（R7土地単価）×使用面積×3/1000（使用料率）×12月（使用月数）×1/2（減免率）

(2) 建物

現状有姿で無償譲渡します。

県が建物を使用する場合の賃借料は、建物保守管理、設備保守管理、清掃、警備等に係る経費を面積按分により算定するなど、県と譲渡先候補が協議の上、決定することとします。

なお、現在、難病相談支援センターが入居しています。（使用面積：83.0㎡）

(3) 建物・設備の修繕

緊急に修繕が必要な吸収式冷温水機等（3機）、屋上防水、発電機設備、自動制御盤の各修繕工事は、譲渡先候補が譲渡前後4年程度かけて実施設計及び工事を実施し、県が補助金で工事費等の一部を負担する予定にしています。

また、財団附属病院と共有する吸収式冷温水機等（3機）、発電機設備の各修繕工事費等は面積按分により財団が一部負担します。

なお、補助金の額は数億円規模になると見込んでおり、実施設計をした後に詳細な額が判明します。この修繕予算については、県が、毎年度予算要求し、議会に議決を得る必要があります。工事の内容等は現地説明会で説明します。

(4) 備品等

引き渡し時点で施設等に備えている県所有の備品・物品については、無償で譲渡します。

なお、不用品については、責任を持って処分してください。

主な備え付けの備品の一覧は別紙4のとおりです。

また、施設には美術制作物があります。譲渡後においても継続して設置することを原則としておりますので、御配慮ください。

美術制作リストの一覧は別紙5のとおりです。

(5) 譲渡物件の引渡し等

土地・建物の所有権移転登記について必要な登録免許税その他の費用は譲渡先候補が負担のうえ、速やかに行ってください。

また、施設を運営する上で、必要な修繕は、譲渡先候補の責任で行ってください。

(6) 譲渡先候補が実施する業務

譲渡先候補は、令和10年4月1日から原則10年間、この施設を使用し、県民の健康づくりに資する事業等を実施してください。なお、詳細な事業内容は、岡山県南部健康づくりセンター譲渡先募集事業仕様書（以下「仕様書」という。）を確認してください。

ただし、公用又は公共用に建物を貸し出すことは可能とします。また、譲渡後10年経過前であっても、県と譲渡先候補の合意がある場合は、建物の使用方法等の変更は可能とします。

なお、建物は、10年間、売買等により第三者へ所有権を移転することはできないこととしますが、合理的な理由により、第三者に所有権移転する必要が生じ、県の承認を得た場合は、この限りではありません。

(7) 施設等の維持管理

譲渡先候補は、法令等に則り、建物保守管理、設備保守管理、清掃、警備、一般廃棄物処理、植栽管理、駐車場管理等施設の維持管理について、適切に行ってください。

特に、地下の熱源機械室、電気室等に設置されている吸収式冷温水機、発電機設備、受変電設備等から財団附属病院棟を含む施設全体の冷暖房及びエネルギーを供給しているため、使用者である財団附属病院と協議を行い、患者の生命に危険を及ぼさないよう、細心の注意を払ってください。

施設管理、設備管理、光熱水、清掃等に係る維持管理は、別紙6を参考に適切に行ってください。

また、財団以外の者が譲渡先候補となった場合は、貸付先となる財団附属病院等の使用部分と一体的な管理が必要なものについては、個別メーター、面積等により費用を按分して負担することとします。

なお、現在の南部健康づくりセンター管理費按分表は別紙7のとおりです。

4 議会の議決

建物の譲渡については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により県議会の議決が必要となります。

議会で否決された場合は譲渡することができませんので、これを了承のうえ応募することとし、譲渡先候補が本件に関して支出した費用については、本県は一切補償しません。

5 応募資格

(1) 応募資格

応募資格は、次のとおりとします。

ア 岡山県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

① 法律行為を行う能力を有しない者

② 破産者で復権を得ない者

- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により岡山県における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ⑤ 岡山県との契約において、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ⑥ 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

ウ 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- ② 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- ③ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

（2）複数の法人等での共同応募

複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、次の事項に留意してください。

ア グループの適切な名称を設定し、代表団体を選定の上、申請の際にグループを構成したことを証する書面を提出すること。

この場合、代表団体は、県内に事務所を置く又は置こうとする法人等で、グループにおける責任割合が最大であることとする。

イ 当該グループの全構成員が、（1）の応募資格を有する必要があること。

ウ 当該グループの構成員は、別のグループ応募の構成員となり、又は単独で、この要項により応募することはできないこと。

エ 応募に関する事務は、すべて代表となる法人等の代表者を通じて行うこと。

また、県が当該代表者に対して行った行為は、当該グループの全構成員に対して行ったものとみなすこと。

6 応募の方法

（1）募集要項等の配布

ア 配布期間

令和8年2月17日（火）から3月16日（月）までの午前9時から午後5時までとします。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除きます。

イ 配布場所

岡山市北区内山下2-4-6 岡山県庁本館5階

岡山県保健医療部健康推進課

電話番号 086-226-7328（直通）

ファックス番号 086-225-7283

ウ 配布方法

岡山県保健医療部健康推進課のホームページからダウンロードしてください。

また、配布期間内に配布場所において直接又は郵送により配布を受けることもできます。

なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、320円分の切手を貼った返信用封筒（角2号（A4サイズ用の紙が折らずに入る大きさのもの））を同封の上、封筒の表に「岡山県南部健康づくりセンター譲渡先募集事業要項請求」と朱書きして、郵便で配布期間内に配布場所へ請求してください。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/36/>

（2）説明会（現地説明会）

ア 日時及び場所

日時：令和8年2月27日（金）午前10時～午前11時30分

場所：岡山市北区平田408-1 岡山県南部健康づくりセンター

イ 説明会の内容

要項、仕様書等の説明及び対象施設見学

ウ 留意事項

- ① 要項、仕様書等資料一式を持参すること。
- ② 参加者多数の場合など、日時・場所を変更することがあります。
- ③ 施設の運営上、見学できない場所等があります。
- ④ 参加できる人数は、一法人等につき3名までとします。

（3）説明会への参加手続

説明会への参加を希望する者（財団を含む。）は、説明会参加申込書（様式1）に所定事項を記載の上、持参又はメール、ファックスにより申し込んでください。

なお、説明会への参加は応募にあたって必須ではありません。

ファックスにより申し込みを行う場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受け取りの確認をしてください。

ア 申込期間

2月17日（火）から2月25日（水）までの午前9時から午後5時までとします。（ただし、県の休日を除く。）

イ 申込場所

岡山市北区内山下2-4-6 岡山県庁本館5階

岡山県保健医療部健康推進課

電話番号 086-226-7328（直通）

ファックス番号 086-225-7283

メールアドレス kensui@pref.okayama.lg.jp

（4）質問事項

質問がある場合は、質問票（様式2）を持参又はメール、ファックスで送付してください。

電話や来訪など口頭による質問は受け付けません。

なお、ファックスにより申し込みを行う場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受け取りの確認をしてください。

ア 受付期間

令和8年2月17日（火）から3月16日（月）までの午前9時から午後5時までとします。（ただし、県の休日を除く。）

イ 受付場所

岡山市北区内山下2-4-6 岡山県庁本館5階

岡山県保健医療部健康推進課

電話番号 086-226-7328 (直通)

ファックス番号 086-225-7283

メールアドレス kensui@pref.okayama.lg.jp

ウ 回答方法

受け付けた質問に対する回答をとりまとめ、岡山県保健医療部健康推進課ホームページにおいて、随時公表します。

(5) 参加資格確認申請書の受付

この事業に参加を希望する者(財団を含む。)は、参加資格確認申請書(様式3)及び下記の必要書類を提出してください。

ア 提出書類

- ① 参加資格確認申請書(様式3)
- ② 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ③ 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- ④ 役員の名簿
- ⑤ 欠格事由に該当しない旨の申立書(様式4)
- ⑥ 誓約書(岡山県暴力団排除条例関連)(様式5)
- ⑦ 岡山県税の完納証明書(提出日から3ヶ月以内のもの。ただし、岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県知事が発行した完納証明書)
- ⑧ 税務署が発行した消費税及び地方消費税の完納証明書(提出日から3ヶ月以内のもの。)
- ⑨ グループ構成員表(様式6) (グループを構成して応募する場合)
- ⑩ グループ協定書(写) (同上)

イ 提出部数

正本1部 副本5部

ウ 受付期間 令和8年2月17日(火)から3月16日(月)まで(ただし、県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

エ 提出場所 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県庁本館5階
岡山県保健医療部健康推進課

オ 提出方法

持参又は書留郵便

(5) 資格審査

参加資格確認申請書類を提出した者について、県において、応募資格の適否について確認を行います。

資格申請をした者(以下「申請者」という。)に対しては、審査の結果を通知します。参加資格がないと認められた者に対しては、その旨及び選定委員会で審査を行わないことを通知します。失格不適合と認められる者は、この事業に参加することができません。

(6) 事業計画書等の受付

参加資格を有すると認められる法人等（財団を含む。）は、申請に当たって、次に掲げる書類を提出してください。

審査の過程で追加資料の提出を求めることがあるのでご了解ください。

ア 提出書類

- ① センターの運営に係る事業計画書（様式7）
- ② センターの運営に係る収支予算書（様式8）
- ③ センターの運営に係る事業計画書等を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書（ただし、事業計画書等を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書が作成されていない法人等にあつては、前年度における事業計画書及び収支予算書）
- ④ センターの運営に係る事業計画書等を提出する日の属する事業年度を除く過去3箇年度の法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）ただし、応募書類を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては、前々年度を含む過去3箇年度の事業報告書等とし、事業計画書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とします。

イ 提出部数

正本1部、副本5部

ウ 受付期間

令和8年3月17日（火）から4月20日（月）までの午前9時から午後5時までとします。（ただし、県の休日を除く。）

エ 提出場所

岡山市北区内山下2-4-6 岡山県庁本館5階

岡山県保健医療部健康推進課

オ 提出方法

持参又は書留郵便

7 審査基準及び配点

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
(1) 基本方針	①施設運営に対する基本方針	・施設運営のための基本方針は適切か。 ・施設の管理運営に対する意欲・姿勢が示されているか。	点 10	点 10
(2) 利用者に対するサービス水準	①事業計画	・実施する県民の健康づくりに資する事業等の内容は適切か。 ・事業の内容やスケジュールは実現性のある提案となっているか。 ・利用者等のニーズや利便性に配慮した提案になっているか。 ・施設の利用促進に向け、具体的な方策等を有しているか。 ・施設を利用してみたいと思わせる工夫があるか。	点 25	点 25

		・適切な施設・設備の維持管理ができる提案になっているか。		
(3) 施設の適切な管理運営	①管理・運営体制	・施設管理業務に関する知識と経験を十分有しているか。 ・類似施設の運営実績はあるか。 ・適正な施設・設備の維持管理ができる体制になっているか。 ・効率的な管理経費の縮減ができるか。 ・雇用に対する考え方は適切か。 ・労働法令その他の関係法令等について、監督官庁から指導等を受けていないか。	点 15	点 15
(4) 健全な財政運営	①収支計画	・収支計画の積算は適切か。 ・管理運営の効率化と経費節減に関する方策が具体的で確か。	点 10	点 20
	②経営基盤	・施設運営に必要な経営基盤、能力はあるか。 ・事業実施期間中に経営破綻する恐れはないか。	点 10	
(5) 安全管理	①危機管理への対応	・災害・事故等緊急時における対策の確保及び事故防止への取組がされているか。 ・個人情報の保護対策は十分か。	点 5	点 10
	②利用者からの苦情等への対応	・利用者等からのクレーム対応は適切か。	点 5	
(6) その他	①県や地域、関係機関等との連携	・県や地域、関係機関等との連携にどう取り組むのか。	点 5	点 20
	②特記事項	・障害者（児）への配慮は適切か。 ・健康づくりに資する事業等施設運営に関し、特記すべき提案があるか。 ・その他県の利益に資する特記すべき提案があるか。	点 15	

8 譲渡先候補の審査・選定

(1) 選定委員会の設置

譲渡先候補を選定するため、有識者で構成する「岡山県南部健康づくりセンター譲渡先候補選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。

なお、財団以外の他の参加資格を有する者から応募がない場合は、選定委員会は設置しません。必要に応じて、県が専門家等の意見を踏まえ、確認、審査した上で、財団に施設を譲渡する手続きに移行します。

(2) 申請者によるプレゼンテーション

申請者によるプレゼンテーションを実施します。

プレゼンテーションの日時等については、別途申請者に通知します。

(3) 選定委員会による審査

前記「7 審査基準及び配点」により、各申請者の事業計画等について審査を行い、各選定委員が付けた得点の合計点が最高の者を譲渡先候補とします。

ただし、各選定委員の採点の合計額が満点の6割未満の場合には、当該申請者は施設の運営ができないと判断し失格とします。

(4) 選定結果の通知方法

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、採点結果等を県ホームページに掲載します。

(5) 譲渡先候補の決定

譲渡先候補は、県議会の議決を経て、令和9年12月頃に譲渡先に正式に決定される予定です。

9 契約等に関する事項

(1) 譲渡先候補と県は、双方協議の上、速やかに施設の譲渡等に係る協定を締結するものとします。

(2) 今回の譲渡にあたり、県議会の議決が必要となります。議会の議決をもって本契約の成立となります。仮に、議会の議決が得られず、譲渡ができなくなっても、それまでに要した費用等は補償しません。

10 留意事項

(1) 譲渡先候補は、譲渡後の運営状況等について、本県の求めがあれば報告する義務があるものとします。

また、本県が譲渡後に現地を含めた検証を行う場合は、実施に協力する義務があるものとします。

(2) 敷地内に岡山電気軌道株式会社が設置する健康づくり財団バス停留所がありますので、ご注意ください。

(3) 当該土地は、土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地です。譲渡後は、土地汚染調査の実施及び調査結果を岡山市に報告する義務を承継することとなります。

(4) 地下ケーブル（岡山市北区平田）、案内標識（岡山市南区西市）は、岡山市から道路占用許可がされています。

(5) センターは、公益財団法人日本健康スポーツ連盟から健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設に認定されています。

11 募集等のスケジュール

募集のスケジュールは以下のとおりです。

	項 目	予定期間
1	募集要項等の配布	令和8年2月17日～3月16日
2	現地説明会申込期間	令和8年2月17日～2月25日
3	現地説明会の開催	令和8年2月27日
4	質問の受付期間	令和8年2月17日～3月16日
5	質問に対する回答	随時公表
6	参加資格確認申請書の受付期間	令和8年2月17日～3月16日

7	参加資格の確認通知、参加要請	令和8年3月下旬
8	事業計画書等の受付期間	令和8年3月17日～4月20日
9	事業内容等ヒアリング（審査会）	令和8年4月下旬
10	審査結果通知	令和8年5月上旬
11	基本協定の締結	令和8年5月下旬
12	岡山県議会で審議・議決	令和9年12月
13	契約書の締結	令和9年12月下旬
14	譲渡物件の引き渡し	令和10年4月1日
15	施設の運営開始	令和10年4月1日以降

12 その他

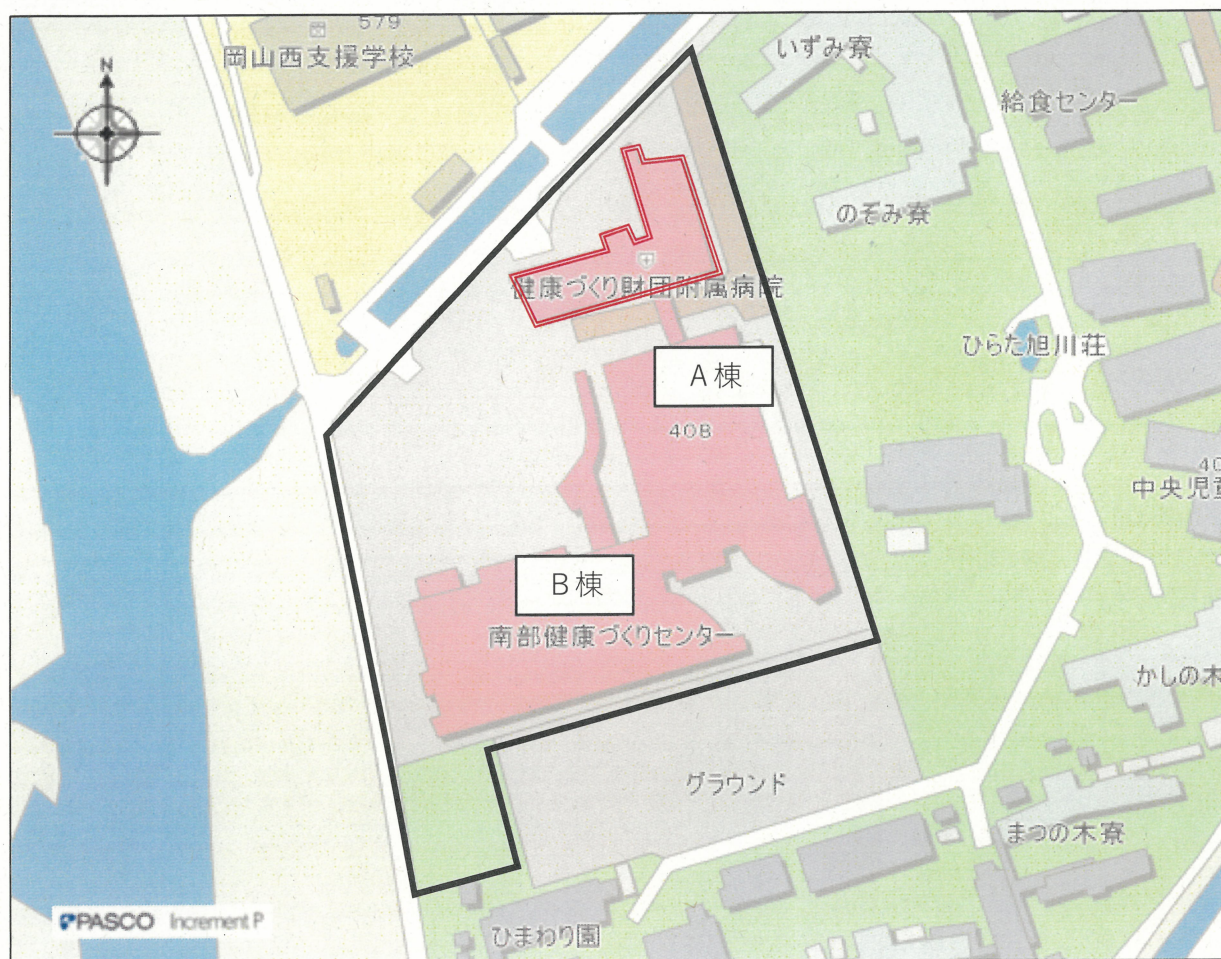
- (1) 提出された書類は、返却しません。
- (2) 提出された書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、募集結果の公表等必要な場合には、申請書類の一部又は全部を無償で利用できるものとします。
- (3) 申請にかかる経費は、すべて申請者の負担とします。
- (4) 提出された書類は、岡山県行政情報公開条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き開示する場合があります。
- (5) 申請書類の受理後に辞退する場合は、辞退届（様式9）を提出していただきます。
- (6) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者及びその関係者において不法又は不正な行為があった場合には、申請を無効とします。

13 問い合わせ先

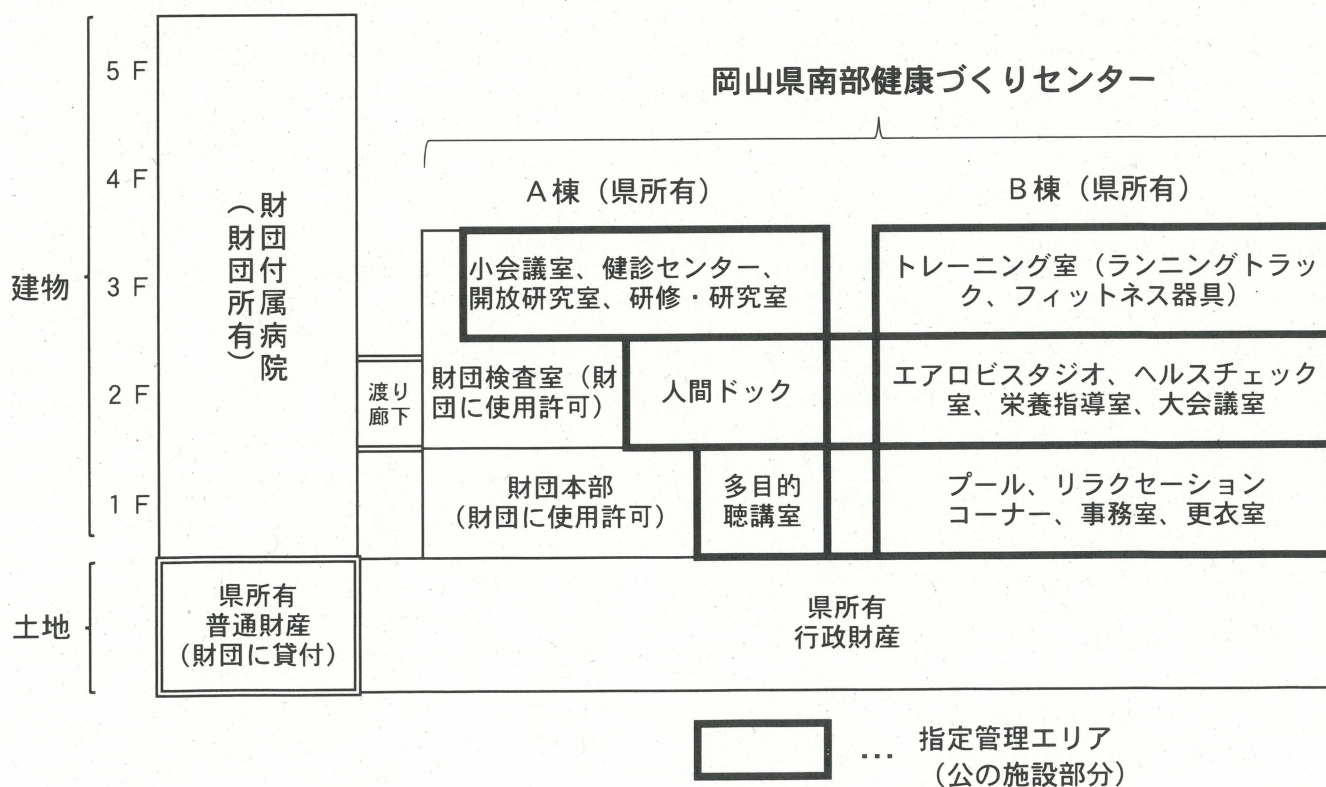
郵便番号 700-8570
住所 岡山市北区内山下2-4-6
岡山県保健医療部健康推進課（健康づくり班）
電話番号 086-226-7328（直通）
ファックス番号 086-225-7283
メールアドレス kensui@pref.okayama.lg.jp

南部健康づくりセンター平面図及び土地・建物の所有状況について（略図）【現況】

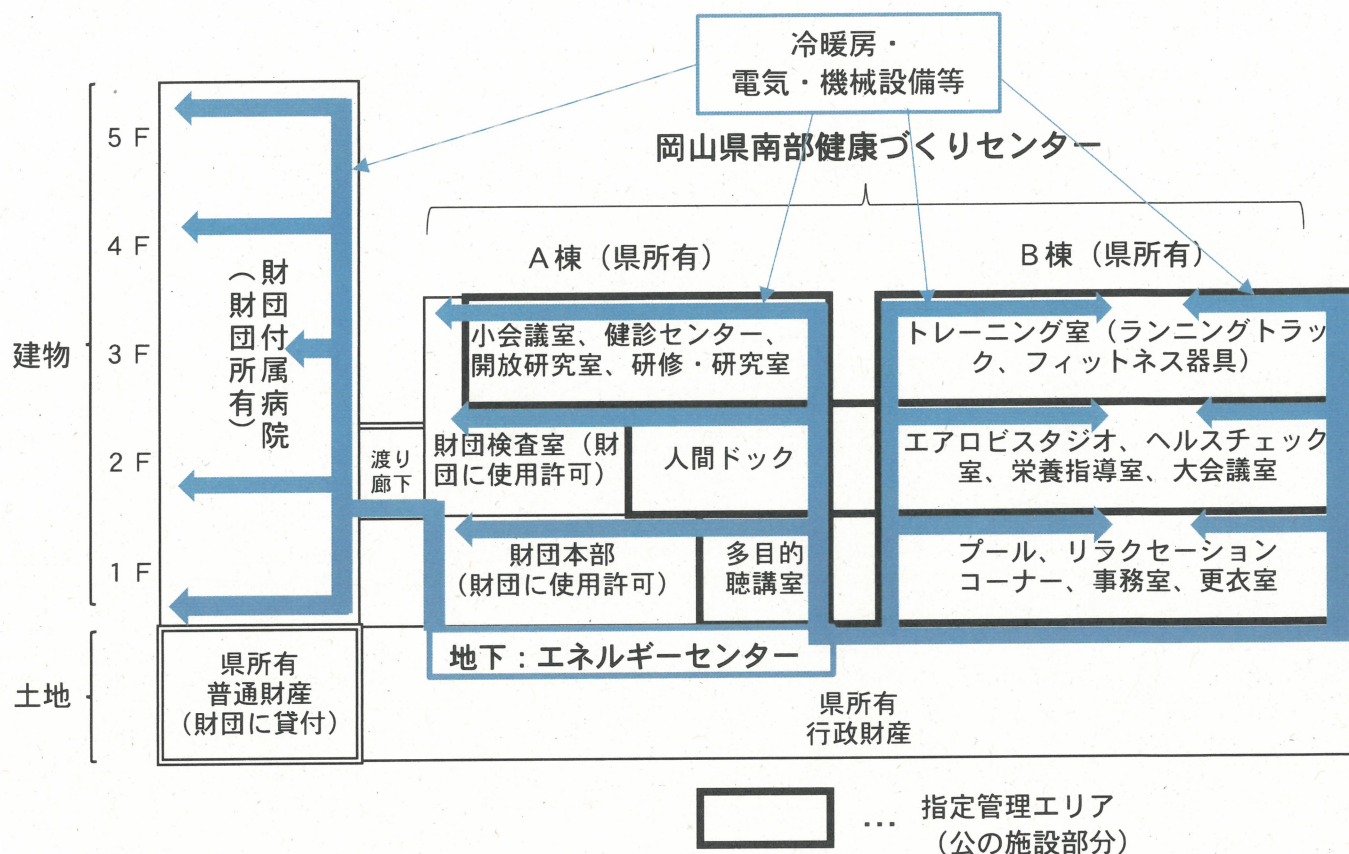
○岡山県南部健康づくりセンター 平面図



○土地・建物の所有状況について（略図）



南部健康づくりセンター及び財団附属病院が共有する
エネルギー施設の状況について（略図）



別紙 3

1 岡山県南部健康づくりセンターの管理運営実績

(単位：円)

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
479, 546, 672	478, 935, 318	483, 912, 077	488, 991, 683	480, 138, 193

2 岡山県南部健康づくりセンター利用料金実績

(単位：円)

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
350, 231, 308	363, 981, 688	376, 413, 182	383, 480, 503	383, 087, 610

岡山県南部健康づくりセンター 主な備え付け備品一覧

○健康増進部門

品 名	型 式	数量
筋力評価訓練装置	サイベックスジャパンCBX-770他	1
全身反応測定器	酒井医療THP-15	1
エアロバイク	コンビ75XL(P)	4
膝関節用筋力測定・訓練装置	ミナト医科学CB-1	1
トレッドミル	竹井機器工業O2ロード21E	1
筋力トレーニング装置	トロッター9105他	1
ステップマシーン	コンビα50	2
レッグプレス	セノーBB4602	1
トーンローテーション	サイベックス VR3 12190S	1
リラクゼーションシステム	パイオニアRELACTIVE-1他	1
食器洗い乾燥機	松下電器産業NP-9220BW-K	4
食品模型(フードモデル)	川崎フードモデル単位80kcal食品模型他	4
会議テーブル他	天童木工(机、椅子、会議テーブル)	93
会議テーブル他	天童木工(机、椅子、会議テーブル)	178
平机等	オカムラ	111

※持込備品(指定管理者所有備品の持込となっているもの)

品 名	数量
体脂肪計	2
動脈硬化測定装置	1
心電図検査装置	1
エアロバイク	10
トレッドミル	9
リカンベントバイク	4
スミスマシン	1
アシストチンディップス	1
レッグプレス	1
フリーウエイト	1

○健康診断部門

※持込備品(指定管理者所有備品の持込となっているもの)

品 名	数量
全自動血圧計	2
眼圧計	1
自動身長体重計	1
心電図検査装置	2
超音波診断装置	5
胸部DR装置	1
デジタルラジオグラフィ装置(胃透視用DR装置)	2
無散瞳眼底カメラ	1
聴力検査装置	1
電子スパイロメーター(肺機能測定装置)	1
乳房用X線撮影装置(マンモグラフィ)	1
磁気共鳴装置(MRI)	1
全身用コンピュータ断層撮影装置(CT)	1
X線骨密度測定装置	1
視力検査器	1
婦人科検診装置	1

岡山県南部健康づくりセンター美術制作リスト

番号	設置場所	題 名	種 別	作 家 名
1	敷地入口	交響	抽象彫刻	金谷哲郎
2	中庭	遊 (Diversion)	抽象彫刻	多田美波
3	ロビー壁	東方・エネルギー	レリーフ	坂倉新平
4	正面受付	東方・海の音	タペストリー	坂倉百合 作 坂倉新平 原画
5	健診ロビー壁	生命の波	レリーフ	三木 勝
6	入口植栽込み	みんないっしょ	具像彫刻	三坂 制

施設・設備保守点検管理関係業務一覧

業務項目	内 容
建物保守管理	平日8:30～17:00技術員(電気主任技術者)常駐
広域ビル管理システム	24時間監視・緊急対応オンラインシステム
電気設備定期点検(自家用電気工作物)	年次点検 3年1回、月次点検 隔月1回
ばい煙測定	4基 年2回
建築基準法第12条定期点検業務	年次点検 特殊建築物 3年1回、建築設備等 年1回
消防用設備等点検業務	機器点検 年2回 ・総合点検 年1回
空気環境測定	10point 2ヶ月毎
貯水槽点検清掃	法定水質検査 年1回
冷温水発生機等定期点検・整備業務	年4回
空気調和設備等定期点検・整備業務	年2回
給排水衛生設備等定期点検・整備業務	年2回
ろ過設備等定期点検保守業務	年2回
中央監視装置等定期点検保守業務	年1回
自動制御装置等定期点検保守業務	年1回
電話交換設備定期点検保守業務	年6回
非常用放送設備等定期点検保守業務	年1回
自動扉設備等定期点検保守業務	年4回
防火対象物定期点検保守業務	防火優良認定(3年間有効) 有効期間中1回
排煙窓オペレーター装置定期点検保守業務	年1回
施設警備	機械警備
清掃委託	総合清掃 (1)各事務所及び応接室の床清掃 (バキューム、シミ抜き作業) タイルカーペット及びじゅうたん 日1回 (2)会議室、研究室、図書室、多目的聴講室、 リラクゼーションコーナー (バキューム作業) 適時 (3)エアロビクススタジオ、トレーニング室、 ランニングトラック他 (床の掃き拭き) * 木床部の各専用部別仕様有 日1回 (4)各階トイレ、洗面所及び便器清掃(薬剤清拭) 日2回 (5)ホール、テラス (床の掃き拭き及びバキューム) * 石材、タイル部別仕様有 日1回 なお現地の状況に応じ、軽微な部分は上記記載がない事項であっても、建物管理上必要と認めた作業は受託金額の範囲内で実施するものとする。
プール清掃	年1回 洗淨消毒

排水設備清掃	年1回 排水槽 16.7m3 高圧洗浄機による洗浄 外周側溝 バキュームによる回収 外周樹 高圧洗浄機による洗浄 地下雑排水
窓ガラス清掃	年2回 1,890m2 建築内の間仕切りガラス含む 足場、仮設費含む
特定建築物環境衛生管理委託(害虫駆除)	年2回
一般廃棄物収集運搬業務	月4回
プール水残留塩素測定業務	毎日1回 年間300日
エレベーター保守	エレベーターメンテナンス 3台 うち2台は遠隔点検監視システム付き
植栽管理	薬剤防除 高木 9本(1階) 年2回 低木120㎡(1階) 年2回 剪定 松(1階) 年1回 中木(3階) 年1回 刈込 低木450㎡(全体) 年2回 低木150㎡(2階・3階) 年1回 地被類(1階) 年1回 ヘデラ端部整理 年1回 芝刈 芝890㎡(全体) 年2回 抜根除草 芝890㎡(全体) 年1回 地被類480㎡(1階) 年1回 植込地 年1回 薬剤除草 全体 年1回 灌水 1階 年5回
照明設備等定期点検保守業務	必要に応じ随時対応すること
弱電設備等定期点検保守業務	必要に応じ随時対応すること
調光設備等定期点検保守業務	必要に応じ随時対応すること

※その他機器等については、必要に応じ随時対応すること。

南部健康づくりセンター管理費按分表

施設設備管理区分		面 積		
			A	B
	健康増進及び共有エリア (難病相談支援センター含む)	8,607.67 m ²	49.1 %	68.9 %
	人間ドックエリア	1,782.62 m ²	10.2 %	14.3 %
	小計	10,390.29 m ²	59.3 %	83.2 %
	岡山県健康づくり財団入居部	2,104.66 m ²	12.0 %	16.8 %
	南部健康づくりセンター 計	12,494.95 m ²	71.3 %	100.0 %
	岡山県健康づくり財団附属病院	5,024.98 m ²	28.7 %	
全 施 設 計		17,519.93 m ²	100.0 %	